



農薬取締法に基づく規制の現状と 今後について

令和 2 年 1 0 月

農林水産省

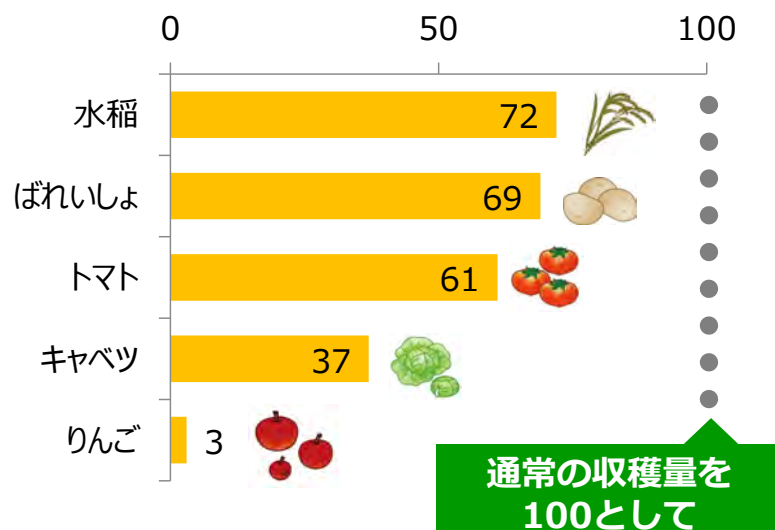
消費・安全局

農産安全管理課

- 我が国は温暖湿潤で病害虫の被害を受けやすい。また、農業就業者が減少し、高齢化が進んでいる。
- 農薬は、品質の良い農作物を安定的に国民に供給するために必要なもの。

① 農作物を病害虫の被害から保護し、品質・収穫量を確保

農薬を使用しなかった場合の農作物の収量¹⁾



病害虫による農作物被害



りんご：
害虫により品質が低下

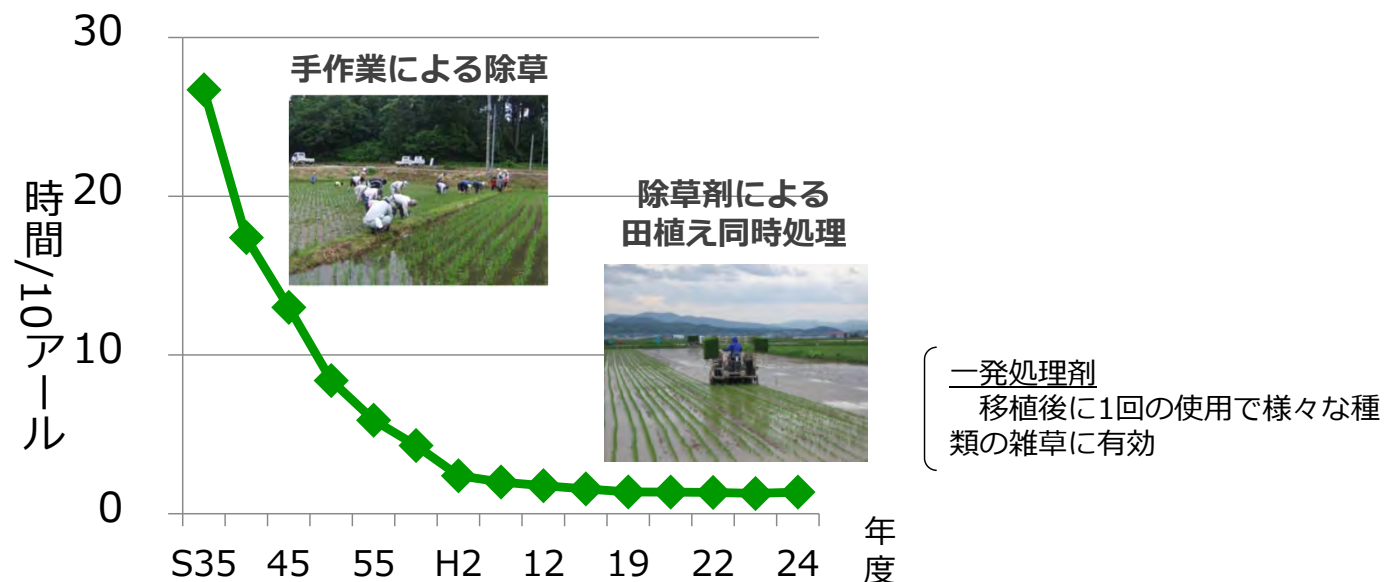


トマト：
病気により収穫量が減少

また、新たな病害虫に対応していくことも重要

- 例) ・ トウモロコシに対するツマジロクサヨトウ
- ・ 馬鈴薯に対するシロシストセンチュウ

② 雑草防除に要する労働を軽減



米づくりに必要な除草作業の労働時間の推移²⁾

③ 種無ぶどうなど消費者のニーズに応じた農作物の生産



④ デオキシニバレノールなどのかび毒によるリスクを低減

ムギ：かび毒を産生し、健康に悪影響



- 農薬は、農作物に散布され、意図的に環境中に放出されるもの。
- 農作物を食べる者の安全、環境に対する安全、生産者の安全を確保し、農薬を適正に使用していくことが重要。

農薬の性格（特徴）

- **農薬は、農作物の害虫や病原菌を防除するためのもの**
 - ✓農作物という食品になり得る物に直接的あるいは間接的に散布される
 - ✓意図的に環境中に放出される
 - ✓生産者によって散布される



3つの安全を確保して、農薬を適正に使用していくことが重要

1. 農薬が使用された農作物を食べた者の安全
2. 環境（生活環境動植物等）に対する安全
3. 生産者（＝農薬使用者）の安全



最新の科学的知見に基づいて不断に見直し



- 農薬は、毒性、作物への残留、環境への影響等に関する様々な試験成績に基づき安全性の評価を行い、安全と認められる農薬だけを登録し、定められた使用方法を遵守。

試験の実施

メーカーが、安全性等に関する試験を実施

農薬の登録

国が審査し、安全と判断したもののみ登録

使用方法の遵守

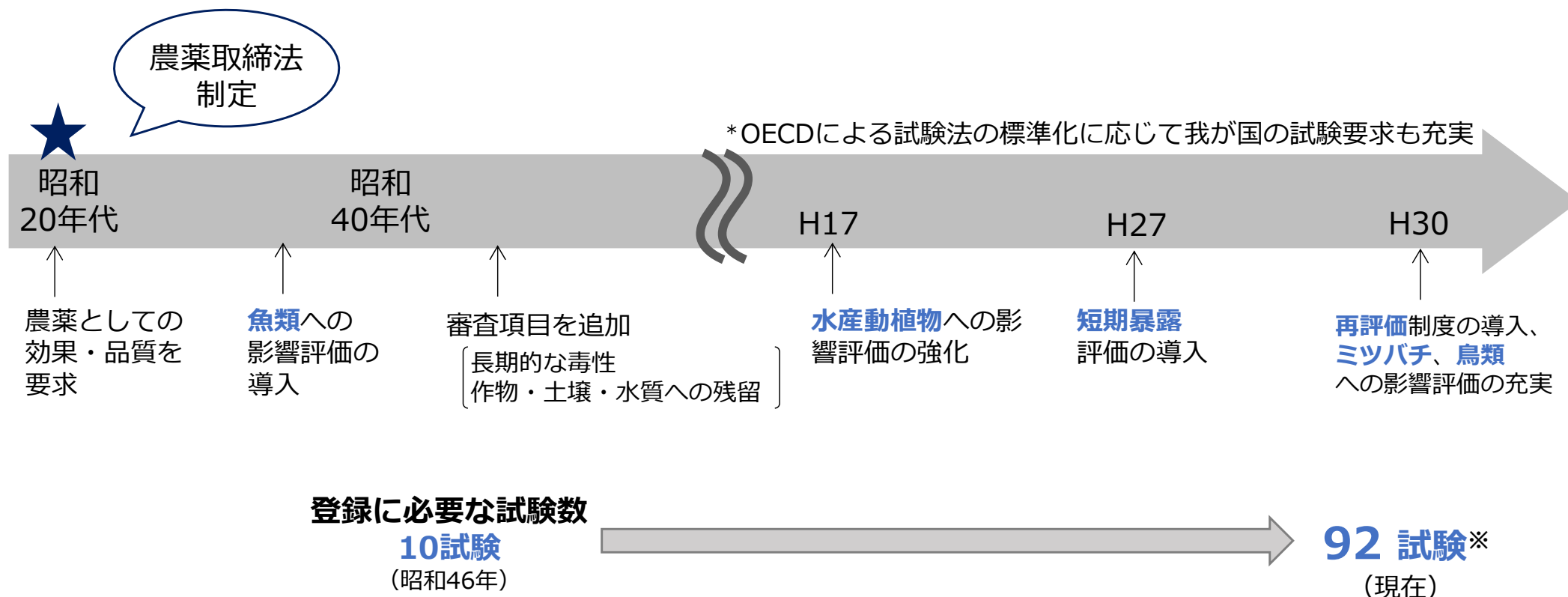
登録された農薬を、定められた使用方法に従って使用

農薬の登録申請時に提出しなければならない試験成績

- ① 雑草や病害虫等に対する効果、農作物の生育に対する害に関する試験
- ② 毒性に関する試験（人の健康に対する影響）
（急性経口毒性、皮膚感作性、皮膚刺激性、眼刺激性、遺伝毒性、発がん性、繁殖毒性、発生毒性、発達神経毒性、急性神経毒性など）
- ③ 農作物等への残留に関する試験
- ④ 土壌や魚類等の環境への影響に関する試験影響
（土壌への残留、土壌中の動態、魚類・甲殻類・ミツバチ等への影響など）

科学の発展に基づく農薬の安全性の向上

- 科学の発展により、年々新たな知見が蓄積するとともに、評価法なども発達。
- これまでも、科学の発展に応じて、制度の見直しや試験要求の充実等を随時行ってきたところ。

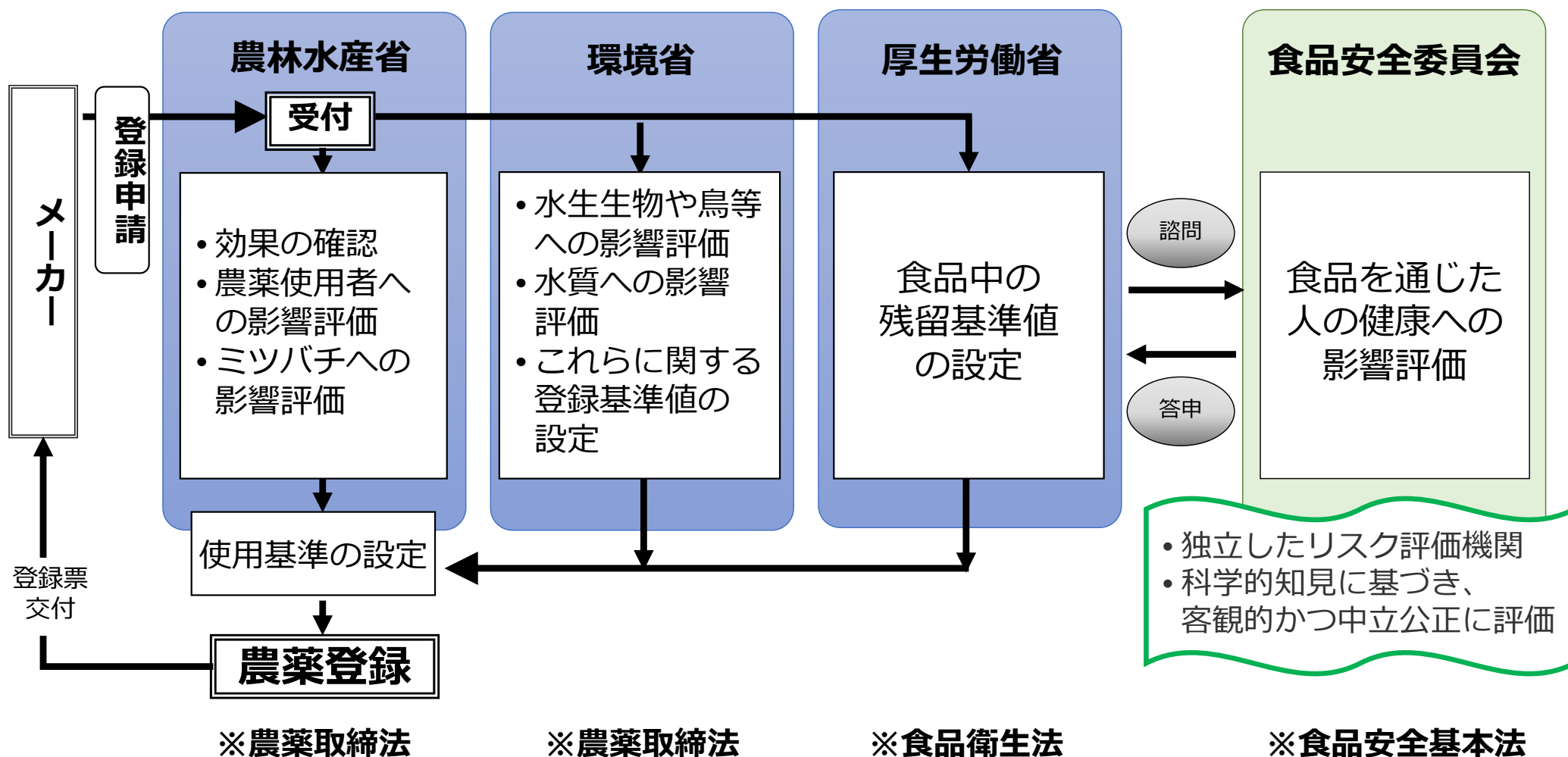


※農薬の使用方法等からみて合理的な理由がある場合は、一部の試験を省略可能

農薬登録制度に関する省庁と役割

農林水産省
消費・安全局

- 安全性が確認された農薬だけを登録するために、関係省庁が連携して取り組んでいる。



○改正農薬取締法の概要

- 農薬の安全性を一層向上させるため、平成30年に農薬取締法を改正。
- 最新の科学的知見に基づき再評価を行うとともに、農薬の安全性に関する審査を充実。

農薬の安全性の向上

- ✓ 科学の発展により蓄積される、農薬の安全性に関する新たな知見や評価法の発達を効率的かつ的確に反映できる農薬登録制度への改善が必要
- ✓ 農薬に係る規制を、安全性の向上、国際的な標準との調和、最新の科学的根拠に基づく規制の合理化、の観点から見直し



- ① **再評価制度**の導入
- ② 農薬の安全性に関する**審査の充実**

① 再評価制度

再評価制度の仕組み

- ✓ 既に登録されている全ての農薬について、定期的（15年毎）に最新の科学的知見に基づき、安全性等の再評価を行う仕組みを導入
- ✓ また、農薬の安全性に関する科学的知見を収集し、必要な場合には随時、登録の見直しを実施

具体的な進め方

- ✓ 再評価では、メーカーに対して、最新の試験要求に則った、データの提出を要求
- ✓ 国は農薬の安全性に関する科学的知見の収集・分析



2021年度から開始し、国内での使用量が多い農薬から順次実施
(初年度：グリホサート、ネオニコチノイド系農薬など14有効成分が対象)

② 農薬の安全性に関する審査の充実

(1) 農薬使用者への影響評価の充実

- ✓ 農薬の毒性の強さだけでなく、使用方法によって異なる**暴露量**も考慮した評価を導入。
- ✓ 防護装備の着用等により、暴露を軽減。



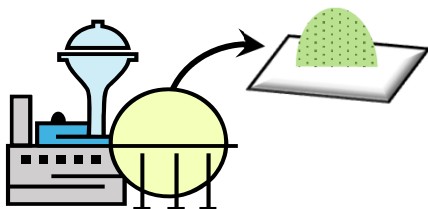
(2) 農薬のミツバチへの影響評価の充実

- ✓ **ミツバチ**が直接農薬を浴びた場合の影響に加え、農薬を浴びた**花粉**や**花蜜**の**巣**への**持ち帰り**による、**巣内**の**ミツバチ**への影響も評価。



(3) 農薬原体（農薬の主な原料）が含有する成分の評価の導入

- ✓ 農薬の品質管理を強化するため**有効成分**や**不純物**の含有濃度を設定。



(4) 環境生物への影響評価の充実(環境省)

- ✓ 既存の水産動植物以外の水域の動植物（**水草**）及び陸域の動植物（**鳥類**、**野生ハナバチ類**）に対する評価を充実。

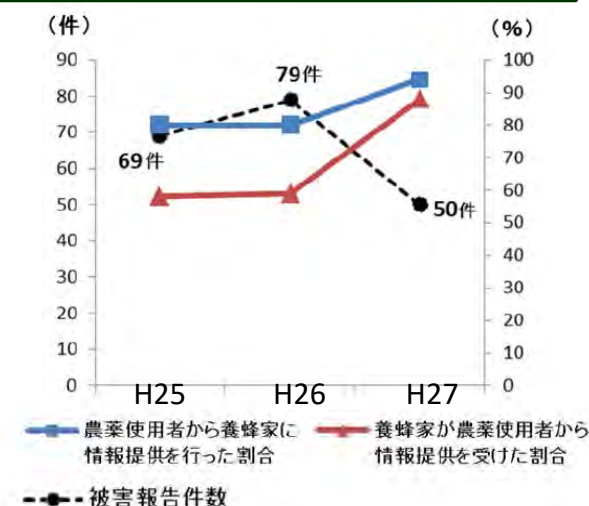


(参考1) ミツバチへの影響を軽減するための取組

- 農薬によるミツバチへの被害状況を踏まえ、農家と養蜂家との農薬散布情報の共有等の被害軽減対策を推進中。
- 改正農薬取締法により、巣内のミツバチに与える影響などミツバチへの影響評価の充実を図った上で、最新の科学的知見に基づき再評価を実施。

1 被害実態調査と被害軽減対策

- ・我が国における農薬が原因と疑われるミツバチの被害状況は、年間50件程度で推移。被害の多くは、水稻のカメムシ防除時期に発生。
- ・被害実態を踏まえ、農家と養蜂家との農薬散布情報の共有や、散布時の巣箱の退避等の対策を推進中。
- ・引き続き、協議会による情報共有の支援や効果のある取組を普及。

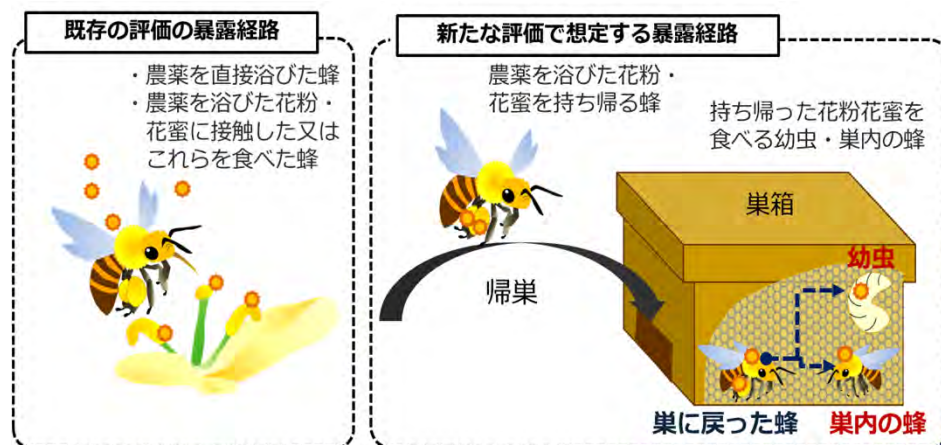


図：情報共有が行われた割合の推移（H25～27）

2 農薬の安全性に関する審査の充実

- ・農薬取締法の改正により、巣内のミツバチに与える影響などミツバチへの影響評価の充実を図ったところ。
- ・今後、最新の科学的知見に基づいて、ミツバチへの影響も含め再評価を行うこととしており、必要に応じて、農薬の使用方法等の見直しを実施。

この他、蜜源植物の植栽拡大等のための取組も推進



(参考2) 農薬の動植物に対する影響評価

○従来の魚類等に対する影響評価に加え、水草や鳥類に評価対象を拡大

評価対象 【現行】水産動植物

- 水産動植物の被害防止のため、
- ・ 魚類（魚）
 - ・ 甲殻类等（エビ等）
 - ・ 藻類（ノリ等）
- に対する農薬の影響を評価

<標準的な試験生物種>



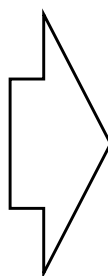
コイ



ミジンコ

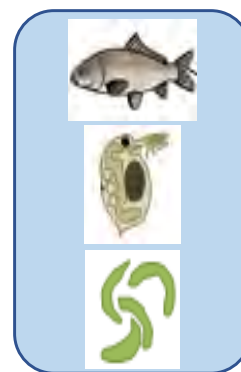


緑藻



【令和2年度以降】生活環境動植物

- 水産動植物以外の水域の動植物（水草）及び陸域の動植物（鳥類）に対する影響も評価
- 新たな評価対象動植物として、令和2年4月から水草及び鳥類を導入



試験対象種の追加

陸域の動植物
(例：鳥類、
野生ハナバチ類)

その他の
水域の動植物
(例：水草)